インターネット上の違法・有害情報への取り組み

吉田 奨 ●一般社団法人セーファーインターネット協会 専務理事

2019年にSIAに寄せられた情報で違法・有害と判断されたのは約5万件で、前年から1万件以上の減少となった。その中で、リベンジポルノに関する情報は増加している。

■SIAの事業概要

セーファーインターネット協会（SIA）は、インターネットビジネスに携わる企業の有志によって、2013年11月に設立された。インターネットの悪用を抑え自由なインターネット環境を守るために、統計を用いた科学的アプローチや数値化した効果検証スキームを通して悪用への実効的な対策を立案し、実行している。

主な活動として、違法有害情報対策であるホットライン事業、安心・安全な利用に向けた啓発を行う指導者らを育成する教育事業、電子商取引（EC）の安心・安全な環境構築のための取り組みであるEC関連事業、CGM/UGMのサービス運営者やプロバイダーなどへさまざまな情報提供を実施するCGM/UGM事業などを展開している。

本稿では主に、違法有害情報対策として今まで行ってきた取り組みと、新しく開設した誹謗中傷ホットラインの運用状況について解説する。

●ホットライン事業

ホットライン事業では、リベンジポルノ[1]、児童ポルノ、危険ドラッグや覚醒剤など違法薬物の販売情報、犯罪に巻き込まれる恐れのある情報など、インターネット上に流通しているさまざまな違法・有害情報への対策として、民間の自主的な取り組みである「セーフライン」を2013年11月から開始している。2016年4月からは警察庁の委託事業である「インターネット・ホットラインセンター（IHC）」を受託・運営している。いずれも、インターネットの利用者から違法有害情報の通報を受け付け、外部有識者から成る第三者検討会で決定したガイドラインに照らして違法情報または有害情報であると判断した情報について、サービス提供者らに削除依頼（送信防止措置依頼）を実施することが主たる業務である。

セーフラインでは、リベンジポルノや児童ポルノ、いじめ被害など、特に立場の弱い個人の権利侵害情報などの対応に力を入れている。例えば、児童ポルノの動画像については通報を受け付けるだけではなく、能動的にパトロールを行うことで積極的に児童ポルノ動画像の把握と対応を行っている。

リベンジポルノ対策としては、2014年の法整備化[2]と同時に被害者に向けた特設ページ[3]を公開し、通報・相談を積極的に受け付けている。

この特設ページの公開に併せてインターネット上のいじめ被害の通報受け付けも開始し、インターネット上で児童が侮辱的な言葉を浴びせられ

インターネット白書╱ ©1996-2021 Impress R&D

ている画像や暴力を受けている動画像などの対策も行っている。

児童ポルノでは「INHOPE」[4]に加盟して国際的な連携を図り、対策を進めている。

2020年6月からは誹謗中傷情報対策にも着手し、同月29日から「誹謗中傷ホットライン」を開設・運用している（誹謗中傷ホットラインについては後述）。

●教育事業

教育事業においては、インターネットの安全な活用のための教育啓発講座に講師として登壇できるネットセーフティ・インストラクターと、学習機会の企画・開催や周囲の相談に応じられるネットセーフティ・アドバイザーを認定する「ネットセーフティ教育プログラム」を運用・提供している。

現在、秋田県や青森県八戸市などの自治体と協力して事業を実施しているほか、ネットセーフティ・アドバイザーについては自分のペースで取り組みやすいオンラインでの学習機会を設けている。

●その他

その他、ECサービスでの不正利用やそれに伴う消費者問題などへの対策、海賊版サイト撲滅に向けた出版業界との協働、フェイクニュースなどに対する「Disinformation対策フォーラム」の運営など、インターネットを介して発生する諸課題に対して広範に活動を展開している。

■違法・有害情報の対策状況

セーフラインおよびIHCの2つのホットラインの活動を通じてSIAが2019年に行った違法・有害情報対策活動の統計情報を紹介する。

●通報受領・パトロール件数の内訳

2つのホットラインを通じて2019年の1年間に寄せられた違法・有害情報は合計27万3459件だった。内訳は「違法情報」が4万3465件、「有害情報」が3931件、「ガイドライン対象外」が22万6063件である。違法情報または有害情報と判断された件数の合計4万7396件は、前年から1万件以上の減少となっている。

●違法・有害情報の内訳

違法・有害情報の内訳は、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列が36%、児童ポルノ公然陳列が24%、リベンジポルノは16%、その他が24%だった。

違法・有害情報合計では前年から1万件以上の減少だった一方、リベンジポルノは同2700件以上の増加となり、相談者数も211人と、前年から27人増加している[5]。

違法・有害情報全体のウェブサイトの所在地は国外が89.6%と、多数を占めている（資料4-3-1）。国別では米国（52%）が最も多く、オランダ（39%）、フランス（4%）と続く（資料4-3-2）。

●削除状況

違法・有害情報全体の削除率[6]は92%と、高い数値を達成している。主要項目としては、わいせつ（97%）、児童ポルノ（98%）、リベンジポルノ（93%）となる（資料4-3-3）。

なお国内サイトの削除率は90%、国外サイトは93%と、国内外の差はほぼない。

■誹謗中傷情報対策

●誹謗中傷情報対策の開始

2020年5月に発生したSNS上の誹謗中傷を苦にした痛ましい事案を受け、SIAではインター

インターネット白書／ ©1996-2021 Impress R&D

資料4-3-1　違法・有害情報掲載サイトの所在地（2019年）

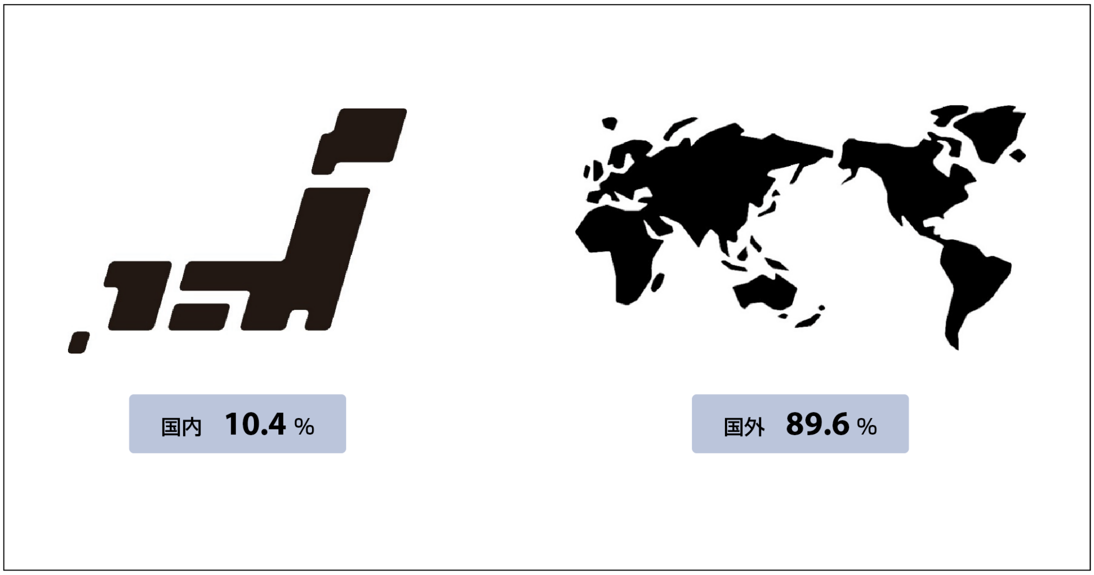

（出典：SIA）

資料4-3-2　違法・有害情報掲載サイトの国別所在地（2019年）

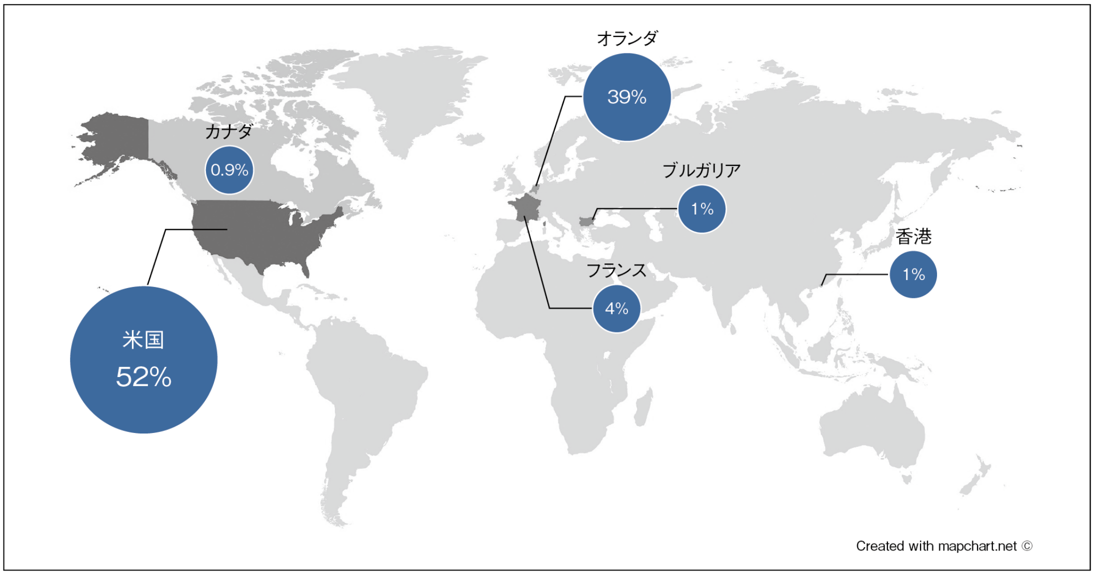

（出典：SIA）

ネットでの誹謗中傷に悩む人が無料で連絡できる誹謗中傷ホットラインを設置した。ウェブページのフォームから投稿を受け付け、外部有識者から成る検討会が定めた運用ガイドラインに従い誹謗中傷情報に該当するかを判断し、該当する場合は掲載サイトに利用規約などに沿った対応を促すものである。立場の弱い私人や個人事業主からの連絡を対象としており、被害者が児童の場合は保護

インターネット白書／©1996-2021 Impress R&D

資料4-3-3　削除依頼数に対する主要分類別削除件数（2019年）

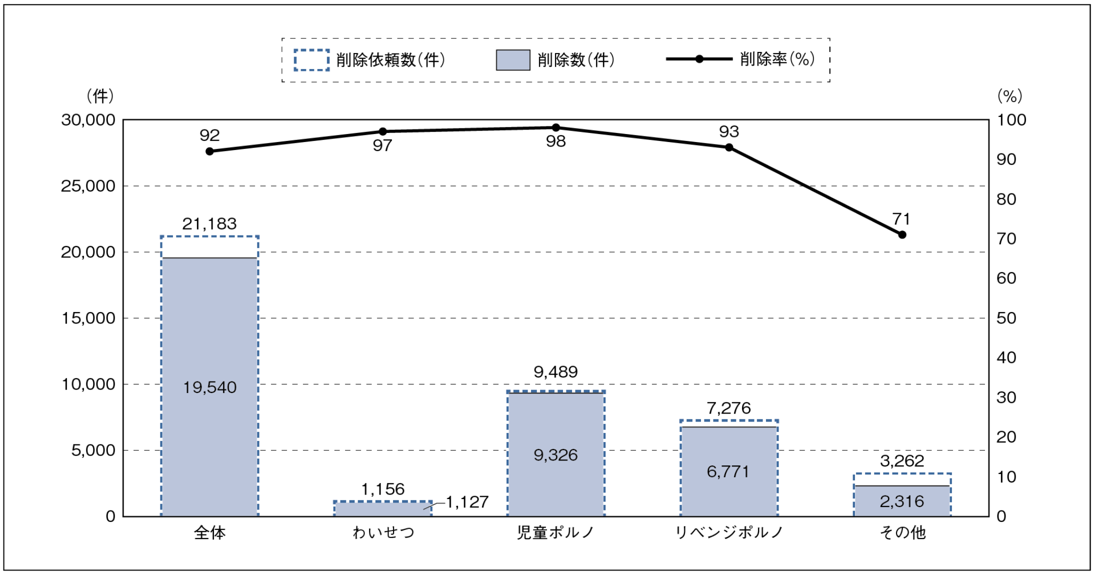

（出典：SIA）

者や学校関係者からの連絡も受け付けている。

●誹謗中傷ホットラインの運用状況

2020年6月29日～9月30日の約3か月間で、誹謗中傷ホットラインには380人からの投稿があり、件数は646件に上った。内訳は、本人からの連絡が607件、保護者からの連絡が35件、学校関係者からの連絡が4件だった。これらを運用ガイドラインに従って判断した結果、運用ガイドラインに該当する案件は145件、非該当案件は501件となった。なお、非該当案件のうち約半数はハンドルネームやアカウント名に対するものであり、個人情報が特定できないため非該当と判断されている。

SIAが掲載サイトに対応を依頼した件数は183件で、そのうち130件が削除されている。削除率は71%である。なお、前述の該当案件145件に対して対応依頼件数が183件と差がある理由は、1つの案件で複数の対応を依頼することがあるためである。

●今後の課題

誹謗中傷ホットラインは2020年に開始した新しい取り組みであるため、インターネットを日々利用する一般の利用者への認知度はまだまだ低い。予期せず誹謗中傷の被害に遭った人がすぐに誹謗中傷ホットラインを思い浮かべ、早急に連絡を行うようにするためには、まずは認知度の向上が必須であると考えられる。そのため、メディアなどで紹介してもらったり行政機関を通じた周知活動を行ったりすることで、インターネットでの誹謗中傷に悩む皆様が対策を検討する際の選択肢の一つとなれば、と考えている。

また、被害者側からの連絡を受け付けるだけではなく、発信者情報の任意開示請求[7]に関して対応に苦慮しているプロバイダーからの相談に応じ適正で迅速な任意開示の促進に寄与できる組織が必要との指摘があったため、外部有識者やプロバ

インターネット白書／©1996-2021 Impress R&D

イダーで構成される「権利侵害投稿に対する検討会」を主催し、どのような役割をどのように担う機関が必要かについて検討を進めている。

誹謗中傷の被害者または加害者にならないためには、リテラシー教育の拡充が必要かつ急務である。先述したSIAの教育事業を通じ、リテラシー向上に向けた取り組みも継続して行っていきたい。

1. 本人の意に反して裸の動画像がインターネット上に掲載すること。
2. 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
3. 「リベンジポルノの被害にあわれたら」（https://www.safe-line.jp/against-rvp/）
4. INHOPE（https://www.inhope.org/）は、インターネットにおけるホットラインの国際的な連合組織である。児童ポルノ画像の流通抑止を目的として活動している。
5. 相談者数は2017年が150人、2018年が187人と、年々増加傾向にある。
6. 削除率とは、サービス提供者らに違法・有害情報の削除依頼（送信防止措置依頼）を行った結果、当該情報が削除された率を指す。
7. 権利侵害を受けた被害者は、プロバイダーに対して権利侵害を行った発信者の情報（氏名や住所など）の開示を一定の条件の下で請求することができる（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第４条）。

インターネット白書／ ©1996-2021 Impress R&D

Internet White Paper ARCHIVES
インターネット白書
ARCHIVES
1996, 1997, 1998, 1999, 2000....

［インターネット白書ARCHIVES］ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2021年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

https://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

●記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先 | 株式会社インプレスR&D | iwp-info@impress.co.jp

©1996-2022 Impress R&D